

<論文>

現代日本の賃労働関係と地域社会(1)

—学外研修地での講義内容から—

向 井 喜 典

目 次

はじめに

- I. 課題の設定と視座
- II. 戦後改革と経済復興期の賃労働関係
- III. 高度経済成長過程と日本の労資関係（以下、第19巻第1号）
- IV. 世纪末大不況局面の失業と地域社会
- V. 日本型企業社会の矛盾と賃労働関係

おわりに

はじめに

大阪経済法科大学学外研修員規定にもとづいて、パリにある国立社会科学高等研究院 École des Hautes Études en Sciences Sociales で本(1994)年春から夏にかけて研修させていただいた。その研修期間に、同高等研究院の現代日本研究センター Centre des Recherches sur Japon Contemporain で講義する機会をあたえられて、所長オーギュスタン・ベルク Augustin BERQUE 教授が同時通訳してくださったことにも厚く感謝している。

本稿では、この講義の内容に加筆して文章表現に改めて研修経過の報告とする。併せて、研修期間に各地で学びえた経験も文末にいくつか併記しておきたいと思う。なお、紙幅に制約されたのでやむをえず3回に分載する。

I 課題の設定と視座

現代日本経済の動態を労働関係と失業と地域社会の諸相について概説することが、あたえられた課題であった¹⁾。現代とは第2次世界大戦後の意味であり、この課題を戦後の日本経済の賃労働関係の動態を歴史総括的に追跡する方向で受けとめた。私にとって戦後半世紀を回顧するための一つの省察でもある。

賃労働関係とは、社会的生産諸力の直接的生産者である労働者の状態について、労働力の商品化を前提とする労働者とその家族の生存をささえる労働と生活の社会的諸条件が、資本主義経済の再生産過程と資本蓄積様式に包摂され規定されて変動する諸過程に内在する矛盾の発現形態を総称する関係概念である。その過程に内在する矛盾の発現形態は、労働者世帯にとって失業と生活不安を避けられなくする一般的傾向をもち、労働者の組織的力量の増大とともに労資関係が社会的に緊張する過程を調整するために、国家の政策としての労働基準の最低限保障の課題と労資関係の法規制をめぐる社会政策と、国民生活の最低限保障の課題を政策理念とする社会保障制度が展開される。

こうした認識を日本の社会政策学会で進められてきた戦後の労働問題の研究動向から学んで、その視座から、地域社会の諸相も労働者世帯をはじめとする地域住民の生活基盤と生活環境の問題として位置づけた。それはまた、大阪経済法科大学経済学部で担当している講義の内容とも共通する問題視角である。

輸出指向型経済構造の転換期

日本経済の戦後史の動態は、戦後の経済復興期から、とくに、1950年代後半期を境とした「高度経済成長」過程を通して、国際競争力の強化を至上課題とする産業構造の重化学工業化によって世界市場へ飛躍的に進出してきた。その高度な資本蓄積様式が、1991年5月から3年間を越えた戦後最大の長期不況局面がもつ性格に制約されて、戦後一貫した輸出指向型の経済構造を転換せざる

1) 講義の標題は*Les Relations du Travail, Chômage et les Sociétés Locales dans l'Économie Japonaise Contemporaine* であり、日本の現状に関心をもたれているフランスの大学院生が対象であった。現代日本研究センターで作成してくださった講義予告を資料として文末に転載する。

をえない時期にさしかかっている。

政府が1993年6月に発表した中期経済計画も、「生活大国5カ年計画」と標題して、「生活者・消費者の視点から経済構造を再検討する必要がある」と書いている。明確にしなければならないのは、国民生活にとって実感できる豊かさとはなにかという問題を、戦後史の諸過程をふまえて検討する必要である。

賃労働関係の動態と地域社会の諸相を見ると、この深刻な長期不況局面で大量失業と不安定雇用者の増大が長期化する傾向と連動して、国際的にも日本の労働者の「過労死」として知られる超過密・長時間労働が広がり、公共料金や税・公課負担などの社会的固定費の増大によって労働者世帯の家計費が著しく增高する状況のなかで、社会政策や社会保障の諸制度が後退する傾向を深めている²⁾。見逃せないのは、労働者の組織率が戦後最低にまで低下して、大企業のリストラクチャリング（事業再構築）の経営戦略に協調する労働組合運動の体制内化傾向が多くの産業部門に広がっている現状である。さらに、企業城下町と呼ばれた地域からの工場の移転と閉鎖などとともになう地域経済格差の拡大が、不安定就業者の増大傾向と地域社会の活力の衰退状況を各地に広げている。

日本経済の戦後史のなかで、こうした現状がもつ位置を確かめるためには、1985年に日本経済が世界最大の貿易黒字国、世界最大の対外債権超過国へ急成長した歴史的諸諸条件に注目する必要がある。そこに、世界経済の趨勢が1970年代不況（1974～75年）を契機として「構造的危機」と呼ばれる様相を深めている状況のなかで、戦後一貫して国際競争力の強化を至上課題としてきた日本経済の重化学工業部門の大企業を主力とする高度な資本蓄積様式が、幾度かの不況局面を比較的軽微に切り抜けてきた到達点を見ることができる。

戦後の日本経済を特徴づけた1950年後半期を境とする「高度成長」過程は、世界経済の1970年代不況と連動して破綻したが、政府がいう「低成長」過程で注目したいのは、各国から「日本の経営」と呼ばれた重化学工業部門を主力とする大企業の持続した飛躍的な海外膨張力である。「日本の経営」とは、終身雇用制と年功序列賃金の結合と呼ばれる日本の伝統的な雇用慣行にさえられ

2) 抨稿「社会保障改革の現局面」、年報第15集（1993年度）『消費者問題の今日的課題』、日本消費経済学会、1994年、所収などで、その近年の政策動向を考察した。

て、労働組合運動を企業の労務管理機構に統合するために、大企業が「高度経済成長」過程の1960年代から強めてきた「日本の労使関係」の経営的表現でもある。労働者の生活と意識が企業に依存する「企業依存型生活構造」と呼ばれる様相が多く労働者のあいだに広がった。その過程で、「大量消費生活様式」の普及と連動して、地域住民の生活意識を「私生活主義」と呼ばれる方向へ誘導して「日本型企業社会」に包摂するための方策も進められた。各種の産業廃棄物などによる生活環境の破壊＝「公害」や地域生活基盤の脆弱化に反対して、1960年代後半期から各地に広がった住民運動にたいする対応策としてはじまった動きでもあった。この時期に、地域社会の住民自治の要求に応えた「革新自治体」も各地にあいついで形成されている。

戦後初期の民主主義的な諸改革によって助成された国民の戦後意識は、この時期に、労働組合の地域活動による「社会的規制」の弱さとあいまって、政府が1960年の日米安全保障条約に反対した国民的な運動が政治危機に発展する趨勢を回避するために、翌61年に中期経済計画として発表した「国民所得倍増計画」で期待した方向へ多くの面で吸収されはじめた。社会資本の拡充と産業構造の高度化によって日本経済の実質GNPを10年間で2倍に成長させることを基本路線として、国民の多くに福祉の向上を期待する幻想もあたえた政府経済計画である。やがて1980年代になると、こうした基礎の上で政府財政危機を開拓する課題と関連して、社会保障と福祉の諸制度の再編成や、国有鉄道など国民生活の社会的共同消費手段として必要な政府管掌の公企業を民営化する政策などが、〔活力ある福祉社会の建設〕という方向であいついで進められてきた。

国際経済関係の環境条件の推移からみると、輸出指向型の日本経済の海外膨張力が世界市場で最大になった1985年は、米ソ「冷戦」体制の歴史的諸条件にさえられて世界市場の動態を戦後一貫して主導してきたアメリカ経済が、世界最大の貿易赤字国、世界最大の対外債務超過国へ転落した年でもあった。1971年には、戦後の国際通貨関係を規定した先進国本位の国際通貨基金IMF体制が、国際基軸通貨であるドルの金兌換性をアメリカ政府が停止した政策によって実質的に崩壊していた。この低迷したアメリカ経済のドル防衛政策に協力するために、先進諸国が史上はじめて世界金融市场へ協調介入することに合意し

た5カ国蔵相・中央銀行総裁会議G5が1985年1月に開かれて、そこでの合意（「プラザ合意」）にもとづいて日本経済をめぐる国際経済関係の環境条件も激変した。同年は、アメリカ経済の対日貿易赤字が、日本の自動車産業の集中豪雨的な輸出の増大などによって戦後最高の巨額に達した年でもある。その過程で強められた国際間の貿易摩擦と円高圧力に対処して、政府は各種の規制緩和措置などを含む「経済構造調整政策」に、アメリカ経済からの市場開放要求に応えて着手した。政府の1986年度の『経済白書』は、「外需依存型の経済成長」から転換して「内需主導型成長が実現した」と書いている。

日本の産業構造は、その過程で先端技術の開発によるハイ・テク工業化と経済のソフト化傾向を進めて、ME技術の導入にささえられた経営管理と労働編成の「合理化」も進展した。重化学工業部門を主力とする大企業の海外膨張力は、生産拠点の海外移転や直接海外投資などによる多国籍企業化の方向を進め、欧米諸国へだけでなく東アジア市場へも巨額な政府財政資金に援助されて積極的に進出した。さらに、日本の金融市場へのアメリカ経済の参入要求に応えて金融システムが再編成され、政府の超低金利政策による過剰な通貨供給によって、株価や地価などの固定資産価格が4年間にわたって暴騰した「バブル景気」が1986年末から発生した。この不安定な景気の超過熱化現象とともに金融機関には不良債権も巨額に集積した。こうした過程で輸出指向型の日本の経済構造に累積した過剰生産恐慌要因が、政府の金融引締政策による「バブル景気」の崩壊を契機として、国際間の経済摩擦と異常な円高圧力が強まる環境条件のなかで1991年5月に一挙に爆発したのが、戦後最大で深刻な金融不況をともなう新型の長期不況局面である。

さらに、日本経済の「高度成長」期から労働組合運動を代表してきた日本労働組合総評議会（総評）が1989年11月に解散して、政府の行財政改革に協調する労働組合全国中央組織である日本労働組合連合会（連合）に統合した動きも見逃せないであろう。こうした動きを批判して企業から自立した労働組合運動の統一的な展開を進める全国中央組織が、全日本労働組合連合（全労連）として同じ11月に発足している。

政府が本（1994）年9月に発表した『月例経済報告』をはじめとして、日本

経済は「緩やかな回復過程へ向かっている」という景気観測を帰国後に随所に見受けるが、民間企業設備投資が長期停滞状況をつづけ、経済循環の起動因として重要な個人消費支出が低迷しつづけていて、その前途が容易に好転しそうには思われない。この「回復感なき景気回復過程」で、重化学工業部門を主力とする大企業のリストラクチャリングの経営戦略が、国際間の経済摩擦と異常な円高圧力を逆手にとって、生産拠点の海外移転や部品・製品の逆輸入を進めて不況局面で巨額な貿易黒字を計上している。それは、国内産業の「空洞化」傾向を憂慮させ、大量失業と不安雇用者の増大傾向を長期化させざるをえない結果をともなう動向である。この過程で深められた地域経済格差の拡大による地域社会の活力の衰退状況が、なおも低迷しつづけている労働者世帯の個人消費支出の回復を制約する構造的な要因となっている。

賃労働関係の視座と国民生活

賃労働関係の動態に視座を据えて概説する内容を措定する課題意識は、さきに書いたように、戦後の労働問題の研究を進めてきた日本の社会政策学会の主要な諸学説の推移に学ぶものであった。その戦後初期に重要な画期となったのは、日本の労働組合運動が「企業別組合」と呼ばれる単位組合の組織形態がもつ性格に制約されて、企業から自立した統一的な展開を企業別に分断されやすい限界を経済過程から説明するために、日本経済の発達過程にともなう主導的な産業部門の労働力調達方式がもつ歴史的性格と関連づけて、故大河内一男教授が「賃労働の封建性」という学説を社会政策学会の内外で提唱された波紋の広がりである。この学説は天皇制・軍部ファシズムが主導した戦時労働統制にたいする批判的理性の所産として、日本の社会政策学会の戦後再出発時に指導的な学説となつた社会政の「大河内理論」の戦後展開形態であり、労働組合運動の「企業別」脱皮の課題をめざす諸学説とのあいだに多くの論争を呼び起こした³⁾。

戦後初期のこの時期は、社会政策の「大河内理論」がもつ理論的性格をめぐっ

3) 戦後初期の日本の労働組合運動の「企業別」脱皮の課題をめぐる論争については、拙稿「企業別組合論争の原点——大友福夫教授著『日本労働組合論に学ぶ』、専修大学社会科学研究所『社会科学研究年報』第37集、1980年、所収でも考察した。

て、マルクス『資本論』で定式化されたイギリス工場法史分析の成果、とくに、その剩余価値生産過程の分析にもとづく資本主義的蓄積の一般的法則と、工場法による標準労働日の社会的確定の必然性との内的連関の把握を援用する見地から、故岸本英太郎教授らによって「社会政策本質論争」が展開された時期でもあった。この論争は、労働時間の法的制限を「それなしには他のいっさいの〔改善と〕解放への努力が挫折するほかはない先決要件である⁴⁾」と、『資本論』の著者が宣言した「労働者階級の経済学」の理論的示唆に導かれていた。やがて、日本経済が「高度成長」過程を迎える1955年前後には、「この論争は社会政策学の内容である賃労働自体の問題を論議していなかった」として、隅谷三喜男教授が「賃労働の理論」という学説を、労働市場の動向や労働者の個人的消費過程などにわたる労働問題の諸領域を統一的に解明するための「労働経済学の構想」として提唱された⁵⁾。この学説がもつ研究史上の位置と関連して問わなければならないのは、『資本論』の著者が1850年代後半期の遺稿『経済学批判要綱』の貨幣章のなかで、「近代社会を構成する三大経済的基礎範疇」（資本・土地所有・賃労働）の内的関連について、「資本によって包摂され規定されながら…やがてその機構を揚棄せざるをえない賃労働の運動⁶⁾」と書いた先駆的な理論的洞察を、どのように受けとめるかという問題であろう。

さらに、日本経済の「高度成長」過程で労働組合運動を代表した日本労働組合総評議会（総評）が、日本の労資関係にとって深刻な特徴である企業別賃金格差を克服するために産業別の統一賃金要求として進めてきた「春闘」がになう役割をめぐっても、多くの論議が重ねられた。また、不安定雇用者の状態や未組織労働者の組織化問題をめぐっても重要ないくつかの論議がある。その後の研究動向を展望して、ここ数年来、国民生活を優先する方向で経済発展の条件

4) カール・マルクス「国際労働者協会」(1861年), 同著『資本論』第1巻第8章による。

5) 隅谷三喜男著『労働経済の理論』東京大学出版会, 1978年に再録による。

6) カール・マルクス著『経済学批判要綱（草案）1857～1858年, 高木幸二郎監訳, 第1分冊「貨幣に関する章C」, 「富の物質的代表者としての貨幣（貨幣の蓄積）」「賃労働と資本」, 大月書店, 1973, 620ページ。

と展望を探求する課題にむけて労働問題と社会政策の新しい研究方法を確立する必要が、日本の社会政策学会の内外で重要な関心を集めている。それらの諸学説の推移がもつ理論的遺産⁷⁾から学んで、概説する視座を指定したいと考えた。

近年のフランスの経済学の動向についても、20世紀末の大不況が表象する世界経済の「構造的危機」の実態を解明するために、従来の経済学が見落としていた理論的視座を復活させる必要があるとして、研修先の国立社会科学高等研究院のロベール・ボワイエ Robert Boyer 教授らが、「資本主義経済の動態に関するマルクスの直感を豊富化して批判的に加工する⁸⁾」という見地から、「賃労働関係」の概念を豊富化する課題を重視されている。国際的にもレギュラシオン学派と呼ばれるフランスの現代経済学の有力な潮流を代表する学説であり、そのマクロ分析の視野から、この学派は資本主義経済の商品関係と資本・賃労働関係に内在する矛盾の運動を、その独自な社会的レギュラシオンと呼ばれる諸階級間の妥協の産物である制度的諸形態、すなわち、商品の価値実現過程を制約する貨幣形態、賃労働関係と資本間闘争の諸形態、国家の経済過程への介入の型、国際経済の枠組みについて分析して、賃労働関係の構成要素である生産編成、企業内分業、賃労働者の可同性、賃金の決定方式・社会保障制度と生活様式の動態に最大の関心をむけている。この学派が現代資本主義の動態と構造を分析する理論的性格をどのように学ぶにもせよ、注目したいのは、そうした制度的諸形態が資本主義経済の持続的成長の条件をどのように形成して、それがなぜ構造危機の要因に「変容」するのかを理論的に検討する視座から、「自由時間の拡大」(労働時間の短縮)と国民生活の福祉の拡充をめざす「勤労者民主制」の課題を提起している発想様式である。ここに、賃労働関係の動態に視座を据えて、現代の経済危機を民主主義的に解決するための「危機に挑戦する経済学」の重要な課題意識を読みとることができる。

7) 拙稿「戦後社会政策論の軌跡」『季刊労働法別冊第5集・社会政策』総合労働研究所、1979年、所収などいくつかの論稿や共著のなかで考察したことがある。

8) Robert Boyer, *La Théorie de la Regulation*, Paris, 1986, 山田鉛夫訳
『レギュラシオン 理論——危機に挑む経済学——』藤原書店、1990年、123ページ。

II 戦後改革と経済復興期の賃労働関係

日本経済の戦後史の動態は、日本帝国主義の15年戦争が敗戦後の国民生活に遺した飢餓的貧困状況からはじまった。政府が1956年度の『経済白書』で「もはや戦後ではない」と書いた時期までを、その第1期として経済復興期と呼ばれる。敗戦直後の鉱工業生産の荒廃が、やがて1950年6月にはじまった朝鮮戦争の過程で、日本をアジアの「反共軍事基地」とするアメリカ軍を主力とした国連軍の戦略物資とサービスの「特需」にささえられて、1950年度から急速に回復し始めた時期である。連合国の大日管理方針と占領初期の民主主義的な諸改革にささえられて敗戦の年の秋から労働組合運動が飛躍的に復活したが、それを含めて、世界最初の核爆発国民である日本の勤労諸階層の生活防衛の要求と民主主義運動が、やがて、米・ソ「冷戦」体制がアジアを主戦場として激化した過程とともにあって壊滅的な打撃を受けた時期でもある。

占領と戦後改革の歴史的意義

日本経済の戦後復興過程は、天皇制・軍部ファシズムが戦時生産力拡充政策によって社会的生産諸力の内的編成を畸形化させ、国民の生命と財産の多くを戦争と戦災の犠牲にして、中国大陸をはじめとするアジア・太平洋地域の民族主権を侵犯した日本帝国主義の15年戦争の傷痕からはじまった。この15年戦争が国民生活とアジア・太平洋地域の諸民族にあたえた傷痕を、近隣諸民族にたいする戦後補償の責任をはじめとして、戦後半世紀になる日本経済の成長と循環の諸過程をふまえてなおも問わなければならない時期である。

政府の経済企画庁の推計⁹⁾によれば、敗戦時の鉱工業生産指数は戦前水準(1934~36年=100)の10%以下へ落ち込み、いくらか回復した後の1947年2月になっても24.7%に過ぎず、軍需工場の閉鎖と生産活動の麻痺に加えて復員と引揚げによる失業者数が1,300万人となっている。さらに、農業生産物と米が生産額の激減に加えて、朝鮮などからの輸入が杜絶し、深刻な食料危機が各地に出現した状況のなかで、軍需会社へ戦時補償を支払うためなどで通貨が巨額

9) 経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史(総観編)』、至誠堂、1957年による。

に増發されて、インフレーションが破局的に高進し、圧倒的多数の国民の消費生活が依存していた「消費財闇物資」の価格が敗戦の年の12月には公定価格の約37倍に暴騰したと推計されている。空襲による国土と家財の荒廃をはじめとする戦争被害と大量失業と飢餓的貧困が累積した状況のなかで、広範な勤労諸階層の生活防衛の要求と労働組合運動が各地で飛躍的に高揚したのは、占領軍総司令部GHQが「政治的・公民的及び宗教的自由の制限の除去に関する覚書」を発表して、民主主義的な諸改革に着手し始めた同年秋からであった。ここに、1930年代の世界経済恐慌と国際的なファシズムの台頭の時期に人民戦線運動の先駆的な経験をもち、第2次世界大戦期にレジスタンス運動を広範に組織して、首都パリをナチス占領軍から1944年6月に解放したフランスの戦後経験がもつ歴史的諸条件との決定的な差異がある¹⁰⁾。

日本を占領した連合国の大統領方針は、日本の軍事力の全面的な撤去と「非軍事化」を実現するためのポツダム宣言の規定にもとづいて、軍需関連生産の徹底的な禁止と厳重な現物賠償を強制して、日本の前近代的で国家主義的・軍国主義的な政治経済機構とその思想を全面的に排除することを課題とした。占領政策の中核機関である連合国総司令部GHQは、連合軍総司令官に任命されたアメリカ太平洋陸軍（後にアメリカ極東軍と改称）総司令官マッカーサーの幕僚をはじめとして、主要な諸部門をアメリカの軍人と民間人が独占した。

連合国の大統領方針である極東委員会が発足するより前に、アメリカの大統領が占領政策の展開方向を実質的に確定するために、1945年9月と11月に占領軍最高司令官に通達した「方針」には、最高司令官が日本経済の復興に責任を負うものではなく、「日本のいかなる特定の生活水準を維持または維持させる何らの義務も負わない」と明記している。さらに、最高司令官が

10) 私の学外研修の課題は、フランスのこの戦後経験につながる原点ともいえる人民戦線の時期の社会・経済政策の諸経験がもつ歴史的意味についてであった。その課題報告には、1930年秋の世界経済恐慌がフランス経済にあたえた影響との関連に重点をおいて、拙稿「フランス人民戦線運動の経済的障害——1936年秋の平価切下政策と労資関係——」、大阪経済法科大学経済研究所『経済研究年報』第14号、近刊、所収などがある。

現代日本の賃労働関係と地域社会(1)

緊急を要する「命令」の実施を立法措置もとらないで日本の政府に強制する特権（「ボツダム政令制定権」）を、帝国憲法第8条にもとづいて定められた。

連合国の大統領方針にもとづいて日本の政治と経済構造を戦前と戦後に区分する画期的な制度改革を実施する過程は、こうした状況のなかで、敗戦年の10月4日にGHQが「政治的・公民的及び宗教的自由の制限の除去に関する覚書」を発表して、治安維持法とその関連諸法規の撤廃、政治警察との責任者の罷免、政治犯の釈放を日本の政府に指令した政策からはじまった。つづいて11日に「憲法の自由主義化」を指示され、婦人の解放、労働組合の助成、学校教育の自由主義化、民衆を畏怖させてきた諸制度の廃止、経済機構の民主化という「5大改革」が指令された。その過程で、日本の軍事力を基礎づけた産業構造の財閥家族による中枢管理機構を解体させ、農民の大多数を高率小作料と低米価で収奪してきた寄生地主的土地所有制度を崩壊させて、日本の労働者に歴史上はじめて団結権と争議権と労働基準を法で積極的に保障するために、財閥解体・農地改革・労働解放を実施するための具体的な措置が進められた。

日本の歴史上最初の労働組合法が12月に制定（翌46年3月1日から施行）された。さらに、それらを総括する法と政策の最高規範として、国民主権（象徴天皇）と基本的人権の尊重と戦争放棄を戦後日本の最大の課題とする日本国憲法が、1947年5月3日から施行されている。この民主主義的な諸改革にささえられて、平和と民主主義と生存権の擁護を基本理念とする国民の戦後意識が初等教育を通して形成されはじめた。

財閥解体の実施については、アメリカ合衆国政府が1946年1月に日本へ派遣した「日本財閥に関する国務省・陸軍証調査団」の団長が、つぎのように同年秋に報告している。「日本の政府によって支持され強化された少数の大財閥による産業支配権の集中は、労使間の半封建的関係の存続を促して労賃を引き下げ労働組合の発達を妨げた。また、独立の企業家の創業を妨害して日本における中産階級の勃興を妨げた。そのために、他国では軍事的意図にたいする反対勢力として働く民主主義的で人道主義的な国民感情の発達も見られなかった。さらに、この特殊な財閥支配のもとでの低賃金と利潤の集積が、国内市場を狭隘にして商品輸出の重要性を高めさせ、日本を帝国主義的戦争に駆り立てるの

である¹¹⁾」と。45年11月にGHQが「持株会社の解体に関する覚書」を発表して、三井・三菱・安田・住友の4大財閥の本社の解体と、株式所有だけを業務とする持株会社を整理するための公共機関の設立を日本の政府に指令した政策から、財閥解体の実施がはじまった。政府は翌46年8月に持株会社整理委員会を発足させて、4大財閥と他の中小財閥の本社の解体および持株を通じた大企業の子会社支配の廃絶を含めて、46年9月から47年9月までに83社を持株会社に指定した。財閥家族が会社役員の地位を離れることを強制され、企業間の兼任重役制も禁止して、軍国主義者を排除するための公職追放令によって約1500人の財界人が会社役員の地位を追われた。47年12月に成立した過度経済力集中排除法にもとづいて独占企業を解体させる政策も、独占的市場構造そのものを問題とする見地から、持株会社整理委員会が48年2月に日本の持株会社の払込資本金総額の65.9%に当たる325社を整理の対象に指定した。日本の産業構造の中枢管理機構を財閥家族の伝統的な支配から解放した民主主義的な経済改革である。

米・ソ「冷戦」体制がアジアを主戦場とした状況のなかで、日本をアジアの「反共軍事基地」として経済的に「自立」させる政策が進められた過程に照応して、戦争に協力した経済指導者の追放は最終的には50名にとどめられた。持株会社の解体も、アメリカ政府が48年5月に日本へ派遣した「集中排除審査委員会」の勧告と、同年9月に公表された「集中排除指定4原則」にもとづいて、日本製鉄、三菱重工業などの大企業18社が企業分割などの集中排除措置を実施しただけにとどまっている。こうした基礎の上で、アメリカ経済に依存して輸出指向の強い新鋭重化学工業部門の大企業が50年代後半期から60年代初頭にかけて一挙に確立して、若い世代の経営者層が経営革新の主力となる日本経済の「高度成長」過程が展開され、日本の産業経済を支配する6大企業集団（三菱、三井、住友、芙蓉、第一勧銀、三和）と、少数の独立巨大企業（新日本製鉄、東京電力、日立製作所など）が産業支配力を1960年代から強めている。

農地改革の実施は、政府が独自に着手した改革（第1次農地改革）をさらに徹底させるために、極東委員会での議論をふまえて1946年6月にGHQが勧告し、

11) Crown D. Edwards, "The dissolution of the Japanese combines", *Pacific Affairs* September 1949.

10月に交付された自作農創設特別措置法と農地調改正法にもとづいて進められた(第2次農地改革)。敗戦後ほどなく農民運動を展開した多数の小作農民が、46年2月に結成された日本農民組合の指導によって労働運動との同盟もめざしていた時期であり、同法案が貴族院を通過した時に占領軍最高司令官マッカーサーは、「健全穏健な民主主義を打ち立てるために、これより確実な保険はありえず、また、過激な思想の圧力に対抗するために、これより確実な防衛はありえない¹²⁾」と声明した。47年3月の第1回農地買収の開始からはじまった農地改革の実施は、朝鮮戦争の勃発後ほどなく50年9月に事実上終了したが、45年には45.9%であった小作地率が50年には、9.9%にまで激減して、農家の比率も自作61.9%，自小作32.5%，小作5.6%へ激変している¹³⁾。山林と原野を除けば、日本の伝統的な寄生地主的土地所有制度をほぼ基本的に解体した画期的な改革であった。

零細な所有地を獲得して小所有者意識をもつようになった自作農民が大量に創出され、農民の勤労意欲が向上して食糧生産をはじめとする農業生産力が増大する過程で農家の消費購買力も拡大して、やがて農村は長期にわたる政治的保守化の票田に転化した。肥料や農薬の需要だけでなく、農業機械や業務用自動車なども50年代後半期から60年代にかけて普及し、電気洗濯機や冷蔵庫や掃除機なども農村に出回って、住宅建設や家具の需要の増大によっても、農村は日本経済の「高度成長」過程をささえる国内市場を拡大させる要因となった。その過程で見逃せないのは、日本の米の自給態勢が確立した1950年代中期から農業生産力の増大が頭打ちになって、多数の自作農家が潜在的過剰人口に転化されて非農業部門への低賃金就労を余儀なくされ、農・林・漁村から大企業が立地する都市への大量な人口移動が60年代後半期から急速に進められた生活環境変化の動態がもつ意味である。

労働解放の実現過程は、日本の前近代的な労資関係が規定した極端な低賃金と劣悪な労働条件によって、日本軍の忍耐強さが基礎づけられ、国内市場を狭隘にして日本の海外侵略衝動を強めたというアメリカの政府と軍部の認識にも

12) 農地改革記録委員会編『農地改革顛末概要』、農地調査会、1951年による。

13) 大蔵省財政室編『戦後財政史(19)』東洋経済新報社、1983年による。

とづいて進められた。敗戦の年の12月に制定された労働組合法は、警察職員・消防職員・監獄勤務者を除く全労働者にたいして、団結権・団体交渉による労働協約の締結権・民事免責と刑事免責による争議権を保障し、使用者による不当労働行為を法で禁止した。同法の施行後ほどなく、日本で最大の労働組合全国中央組織である全日本産業別労働組合会議(産別会議)が指導した日本電気産業労働組合協議会(電産)の46年10月の大ストライキを調整するために、「行政又は司法の事務に従事」する労働者の争議行為を禁止して、公益事業の労働争議にたいして30日間の冷却期間を設定する労働関係調整法が同年9月に公布(10月13日施行)された。

47年4月には、日本国憲法第27条第2項にもとづく包括的な労働者保護規定を全労働者に適用するために、戦前からの工場法を大改革して労働基準法が制定(11月1日全面施行)されている。原則として全労働者を適用対象とし、前近代的な労働関係の排除と、1日8時間・週48時間労働制、週休制、年次有給休暇制度および婦人年少労働者の保護規定の拡充、さらに、雇主の責任による労働災害保障などを定めた法である。同法の施行を地方の諸勢力や政府の政策から独立して実効性あるものとするために労働基準監督官制度が創設され、同法が一部施行された47年9月1日に労働省が発足している。

日本の歴史上はじめて労働者が団結権・団体行動権・争議権を法で積極的に承認されて、全労働者を原則的に適用対象とする労働基準の最低限を法で保障された画期的な改革である。日本帝国主義の敗戦と天皇制・軍部ファシズムを倒壊させた連合国による「間接統治」という国際的な強制なしには実現されえなかった民主主義的な制度改革である。それにもかかわらず見逃せない事実は、労働組合運動の統一的な展開をめざす戦闘的な潮流を代表した全国中央組織である産別会議の指導によって、やがて官公庁の労働組合を主力として民間も含めた全国的な高揚過程を結集して1947年2月1日に予定していた全国ゼネストを、占領軍最高司令官マッカーサーが占領目的に違反するという理由で強硬に禁止した政策である。ここに日本の社会政策の歴史にとって画期的な戦後労働改革がになった役割がもつ歴史的意義とその限界を見ることができる。

労働組合運動の飛躍的高揚と潰滅的打撃

飢餓的貧困に圧迫された国民の大多数が敗戦後の虚脱感を容易に克服できなかつた状況のなかで、戦後最初の労働争議は、戦時生産力増強のために強制連行されてきた朝鮮人労働者や中国人労働者が、軍事監獄的な奴隸労働にたいする憤怒を北海道や常磐などの炭鉱地帯で爆発させた45年8月末からはじまつた。

同年秋から労働者が全国各地で工場や企業を単位として生活防衛のために結集して広範に復活した労働組合運動は、市民や労働者の街頭での「米よこせデモ」などの大衆運動とも連動して、45年12月には509組合、組合員数380,000人となって戦前の最高水準に迫つた。やがて49年末には、47年の2.1ストにたいする占領軍総司令官の禁止命令にはじまつた政府と占領軍の労働組合政策の変容過程にもかかわらず、組合員数6,600,000人、推定組織率では戦後最高の55.8%にまで激増している。

戦後初期の労働争議を特徴づけた主要な形態は、敗戦によって生産目標を見失つた経営者層が原材料の値上がりによる収入増を期待して生産サボタージュをつづけていた無責任な対応様式に抗議して、労働者が工場や企業で自主的に目標を設定して生産や業務を管理した「生産管理」と呼ばれた形態であった。労働者が業務を自主的に管理する争議形態は私有鉄道や新聞社などでも発生した。政府は労働組合による生産管理を経営権にたいする侵害であるとして46年2月に内務・司法・商工・厚生の4大臣の連名で違法行為の取締まりを声明し、5月に占領軍の命令によって「大衆示威禁止令」を発表するとともに、6月に「社会秩序維持に関する声明」を発表して、「経営権」を擁護するために検挙や仮処分で生産管理争議にたいする圧迫を強めた。

労働組合運動の飛躍的な復活と高揚過程にともなつて、産業別または地域的な労働者の要求と運動を全国的に結集する統一的な全国中央組織として、全日本産業別労働組合会議(産別会議、結成時1,560,000人)が同年8月に結成された。同月には、右派幹部が指導権を握つた日本労働総同盟(総同盟、結成時850,000人)も結成されている。戦後の日本の労働組合運動は、戦前の政党ごとに労働組合が分裂した苦痛な経験を克服するために統一した全国指導部の結成をめざして出発したが、対立する性格をもつ全国中央組織が分立する結果となつた

不幸な出発点である。産別会議には日本共産党の影響が強く、戦後の世界の労働組合運動の統一を表象する連合体として結成されていた世界労働組合連合（世界労連）に加盟した。労働組合が企業経営に介入する経営協議会のあり方についても、産別会議の傘下の労働組合は、労働者の生存権を擁護して日常的利益を確保するための規制手段として、それを団体交渉機能の補完物と考えたが、総同盟系の組合では、団体交渉に代わる産業平和のための常設的な紛争処理機関として位置づけて経営者層に同調していた。

同年10月には産別会議が指導して560,000人の波状的な産業別統一闘争が展開され、その主力となった電産が、年齢別の最低賃金を生活保障給として設定して基準労働賃金に占める割合を圧倒的に高めた「電産型賃金」と呼ばれる賃金体系を、産業別の団体協約で確定した。産別会議は、この「10月闘争」の成果を集約して労働協約が産業別労働組合と資本家団体との団体協約であることを明確にする見地から、11月に団体協約基準案を発表して産業別統一協約の締結を促進した。日本の労働組合運動がもつ「企業別組合」としての制約を、産業別の団体交渉と産業別統一協約の締結によって克服するための運動であった。年齢別最低賃金保障の「電産型賃金」は、翌47年2月1日の全国ゼネストを準備する過程を主導した産別会議の傘下の官公庁の労働組合の賃金要求にも大きな影響をあたえた。この全国ゼネストは占領軍最高司令官の命令によって中止されたが、3月には、産別会議と総同盟をはじめとする4,460,000人（組織労働者の84%）の労働者の「自主性を尊重する連絡機関」として全国労働組合連絡協議会（全労連）が結成されている。

アメリカ政府が日本をアジアの「冷戦」の「反共軍事基地」として利用する政策を1948年3月に表明したことが契機となって、日本の労働者の団結権と団体行動権と争議権の法的保障を大幅に後退させる政策が強まった。7月22日には占領軍最高司令官マッカーサーが、「日本の政府機関若しくはその従属団体に地位を有する者」の争議行為と争議手段を全面的に禁止して、国家公務員法を全面的に改定し、国有鉄道その他の政府関連事業を公共企業体に改編とともに、通信省を全面的に再編成することを首相あて書簡で指令した。この書簡にもとづいて、政府は国と地方公共団体の公務労働者の争議行為を全面禁止

現代日本の賃労働関係と地域社会(1)

して団体交渉権を大幅に削減する政令第201号を、占領軍の命令による「ポツダム政令」として国会の審議も経ないで即日施行した。そして、この禁止規定に違反した者が抵抗する行為を禁止した。同年12月には国家公務員法が改定され、国有鉄道と専売公社を対象とする公共企業体労働関係法（53年7月に日本電信電話公社および郵政省などの5現業労働者に適用範囲を拡大して公共企業体等労働関係法と改称）が制定されて、50年12月に地方公務員法が公布された。こうして争議権を全面的に剥奪されて労働基本権を大幅に制限された労働者数は、この時期の日本の組織労働者6,660,000人の1／3強を占める約2,360,000人であったと推計されている。

48年12月の国家公務員法の改定にはじまった官公労働者の争議行為を全面禁止する政策は、日本の賃金決定機構にも大きな影響をあたえた。国家公務員の争議行為の全面禁止と団結権・団体交渉権の大幅削減の代替措置として、内閣の所轄機関である人事院が消費者物価と生計費および民間賃金動向を勘案して、国家公務員の賃金を5%以上変動させる必要がある場合には、内閣と国家に勧告して国会の議決を経て実施する制度が発足した（人事院勧告制度）。同様な制度が地方公務員法の改定とともに地方公務員にも適用され、公共企業体労働委員会による賃金裁定や民間産業労働者の賃金水準にも大きな影響をあたえて、日本の賃金統制機構の制度的支柱となる役割をになった。

政府が議会の審議も経ないで官公庁の労働者の争議行為を全面禁止する政令第201号を即日施行した1948年は、「経営権の確立」をめざす労務管理専管の経営者団体中央組織として、同年4月に日本経営者連盟（日経連）が発足した年でもあった。同年12月は、日本経済に資本主義的秩序を回復させるために、弱小企業の淘汰と労働者の大量解雇をともなう「経済安定9原則」の実施をGHQが日本の政府に命令した。やがて朝鮮戦争が勃発した50年6月には日本共産党が半非合法化され、戦争勃発直後の7月から12月にかけて民間企業で約12,000人の労働者が共産党員または同調者という理由で強制解雇された。この「レッド・ページ」は官公庁の労働者や報道関係の労働者などにも広がった。産別会議が発展的に解消していた全労連も運営不能になって8月に解散している。産別会議の内部では、47年の2.1ストが中止された後に多くの労働者に広がった

挫折感を利用して、「共産党の組合支配に反対する」という民主化同盟の運動が広がった。産別会議の運動路線に反対してきた民主化同盟の運動が、沈滞していた総同盟と連携して、占領軍や政府や経営者から祝福される労働組合全国中央組織を、日本労働組合総評議会(総評)として朝鮮戦争の勃発後ほどなく7月11日に結成した。1948年には推定組織率で戦後最高の55.8%に達していた労働者の組織実勢が、「経済安定9原則」の実施と朝鮮戦争の勃発とともに激減しはじめている。

社会保障制度の理念と制約条件

国民生活の最低限保障の課題をめぐる社会保障制度がになう役割についても、この時期に見逃せない重要な経験がある。それは、首相の諮問機関である社会保障制度審議会が50年10月に首相に提出した「社会保障制度に関する勧告」がになった役割と、同審議会が満場一致で提案したこの勧告を政府が無視した対応である。同年6月には朝鮮戦争が勃発して、それに照應して警察予備隊(現在の自衛隊の前身)の創設をはじめとする再軍備の気運が政府の行財政運営にも公然と投影し始めた時期であった。社会保障制度審議会の勧告は、日本国憲法第25条の生存権の規定を前文に掲げて、「国民の生存権」の保障と「国家の生存保障の義務」を「わが国も世界の最も新しい民主主義に立つ」ことの証明であると書いて、その勧告の内容について、「少なくともこの程度のことをやらなければ、当面する社会不安に対する国家の責任を果たすことができない」と書いている。

戦後の日本の社会保障制度の形成過程も、財閥解体・農地改革・労働解放を実現させたのと同じ国際的な強制に規定されてはじまつた。1946年2月にGHQは「社会救済に関する覚書」を発表して、敗戦後の国民生活の飢餓的貧困に有効に対処していない政府の生活困窮者対策を批判し、生活困窮者の救済は国家の責任であって半官半民の団体などに負担転嫁してはならず、無差別平等に扶助して救済費用は無制限で必要十分でなければならないことを明示した。国際的な通念を活かして日本の厚生行政を改革するための基本原則の指示であり、政府は国家責任と無差別平等の公的扶助を容認する生活保護法を同年9月に制定(10月から施行)せざるをえなかった。労働組合運動では、この時期に産別会

議が深刻な大量失業を解決するために、「資本家全額負担の失業保険」の即時実施を綱領に掲げて要求運動を進めていた。翌47年には、労働基準法で規定した労働者災害補償が迅速で確実に給付されるように保障するために、同法の公布と同時に労働者災害保険法が公布(9月から施行)されて、同年12月には日本の歴史上最初の失業保険法が制定(11月にさかのぼって施行)されている。日雇労働者を適用除外して、従業員5人以上規模企業に適用対象を限定し、離職前1年間に通算6ヵ月以上被保険者であった労働者に、賃金の平均日額の60%を180日間に限って給付する制度である。受給資格は公共職業安定所で失業の認定を受けることを要件とし、保険料は賃金月額の1/1000づつを労使折半負担にして、国庫負担を必要経費の1/3に限定された。

社会保障制度とは各種の社会保険制度と公的扶助制度を統合する現代社会政策であるが、その国際的な基準である体系化の構想についても、厚生大臣の諮問機関である社会保険制度調査会が1947年10月に答申した日本のベヴァリッジ・プランともいえる「社会保障制度要綱」を、政府は無視していた。翌48年8月に、アメリカ政府が前年2月に日本へ派遣した社会保障制度調査団の「社会保障制度への勧告」(ワンデル勧告)をGHQが発表したことによって、新しい局面が開かれた。政府は、この勧告で「国会と国政機関に対して、社会保障にかかる計画、政策ならびに立法についての勧告を行うために、内閣と同じ地域にあるべき特別諮問機関を設置する」という内容だけを具体化して、首相の諮問機関として社会保障制度審議会を49年に設置した。GHQが命令した「経済安定9原則」の実施にともなう日本経済の「自立化」政策によって、大量失業と中小零細企業の大量倒産が深刻となった不況局面が日本経済に広がっていた時期であり、同年5月に緊急失業対策法を制定して政府は失業対策事業を発足させ、社会保障制度審議会の同年9月の「生活保護制度の改善強化」についての勧告を受け入れて、国民の保護請求権を政府が承認する生活保護法が50年5月に制定された。そして、同年10月には、「現下の社会経済事情ならびに日本国憲法第25条の本旨に鑑み社会保障制度を緊急に整備確立する」ために、同審議会が満場一致で首相に提出した「社会保障制度に関する勧告」が無視されたのである。労働運動の団結権の危機と重なって見逃せない政策である。

社会保障制度審議会の50年10月の勧告¹⁴⁾は、「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法、又は、直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥ったものに対しては、国家扶助によって最低限度の生活保障をするとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようすることをいう」と書いている。そして、「社会保険国家扶助、公衆衛生及び福祉の各行政が相互の関連を保ちつつ総合一元的に運営されてこそはじめてその究極の目的を達することができる」ものであり、「その運用については民主的制度が考案されるべきである」と書いている。この勧告を政府は所管官庁の統一への反対と国庫負担の大幅増額をともなうという理由で無視したのであった。

50年6月からの朝鮮戦争とともに「特需」にささえられて鉱工業生産指数が急速に回復して、政府がこの「特需ブーム」で獲得した外貨と企業利潤を重化学工業部門の機械設備「近代化」・「合理化」投資へ投入する政策を強力に進めた後も、社会保障予算の削減や、制度の乱立による拠出と給付の格差構造の拡大、さらに、軍人恩給の復活などによって、社会保障制度の後退の軌跡が深められた。こうした状況のなかでも、1953年7月の日雇健康保険法の公布(8月から施行)が、52年4月に健康保険適用獲得期成同盟を結成して自主的に制度草案を作成して立法要求を進めていた全日本土建一般労働組合(現在の全日自労一般労働組合の前身)によって獲得されている。

ドッジ不況と合理化投資と賃労働関係

米・ソ「冷戦」体制がアジアを主戦場として激化した状況のなかで、日本経済の戦後復興過程はアメリカ経済とその政府と軍部の世界戦略の枢要な一環として新しい局面を迎えて、1948年7月のマッカーサー書簡にはじまった労働組合政策の急激な変容過程が、同年12月にGHQが日本の政府に命令した「経済安定9原則」の実施がもたらす諸結果と照応した。アメリカ政府は日本経済に資本主義的秩序を回復させて経済的に「自立」させアメリカ経済が国際基軸通

14) 社会保障制度審議会事務局編『社会保障制度審議会20年の歩み』、至誠堂、1971年による。

貨ドルで支配する世界市場へ「復帰」させる必要を急いでいた。「経済安定9原則」の実施にともなう日本経済の深刻な不況局面も、50年6月に勃発した朝鮮戦争にともなう在日アメリカ軍を主力とする国連軍の「特需」にささえられて日本の鉱工業生産指数が急速に回復した好況局面も、こうした国際関係の歴史的諸条件に規定されている。

アメリカ政府は「経済安定9原則」の実施を指揮・監督するためのGHQの経済財政顧問として、全米銀行協会会長でデトロイト銀行頭取のジョセフ・ドッジを49年2月に日本へ派遣し、戦後つづいていたインフレーションを収束させ、物価を安定させて、アメリカ政府の対日援助資金と政府の価格差補給金とに依存しないで日本経済が貿易収支の改善を図るために、「ドッジ・ライン」と呼ばれる一連の苛酷な経済安定政策を政府に強制した。政府財政支出を緊縮させて国内総需要と国民購買力を削減して輸出を拡大させ、単一為替レートの設定と価格差補給金の廃止によって日本経済に市場メカニズムを回復させるために、経営基盤の劣弱な中小企業の淘汰と政府部門ならびに民間企業の大規模な人員整理などによる「合理化」を促進した政策である。民間設備資金の供給は政府貯蓄とアメリカ政府からの対日援助資金に限定された。3月にドッジが、「輸出優先の必要の前に、国内経済の復興も拡大も第二義的とならざるをえない¹⁵⁾」と声明していることに注目されよう。この方針にもとづいて政府は4月に1ドル=360円の単一為替レートが設定されると同時に、輸出振興に重点をおいて通商産業省を創設した。

「経済安定9原則」と「ドッジ・ライン」の実施にともなう深刻な資金不足と国内需要の縮小によって日本経済は不況局面を深めて、中小企業の大量倒産と政府部門ならびに民間企業での大量解雇が続発した。政府の50年度の『経済白書』は、49年2月から50年3月にかけて企業整備(倒産)件数は1万1206件、解雇者数は51万2,470人になったと推計している。

労働者の大量解雇に対処するために政府は5月に緊急失業対策法を制定して失業対策事業を発足させた状況のなかで、同月にGHQの内面指導によって行

15) 外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集(3)』、東洋経済新報社、1950年による

政機関職員定員法を制定して、7月から国有鉄道や通信省をはじめとする全国で26万3000人余りの公務員労働者を行政整理し始めた。この政策は戦後の労働組合運動の戦闘的な潮流の主力であった官公庁の労働組合を弱体化させるだけでなく、民間産業労働者にたいしても49年6月の労働組合法の全面改定と労働関係調整法の一部改定によって労働基本権を大幅に制限して争議行為を規制して、戦後労働改革によって基礎づけられた日本の労資関係の制度的枠組みを改編させるものでもあった。集会、集団行動、集団示威行動などを取り締まるための公安条例も全国の都道府県・市町村で48年にいっせいに制定された。

「ドッジ・ライン」の実施による大量失業と労働組合運動の衰退傾向を利用して大企業は、基幹労働者の企業忠誠心の培養と企業内定着を図るために、経験的熟練工を職制として職場の管理機構の末端に組み入れ、労務管理の方策として定年制と定期昇給制度を導入する動きを強めるとともに、本工=常用労働者の雇用数を極力削減するために臨時工や社外工を採用し始めた。この制度は1952年の職業安定法の一部改定によって容認されている。労働組合運動の内部でも、占領軍と政府が進める経済復興政策に協力すべきかどうかをめぐる対立と分裂の気運が広がった。さらに49年には、7月4日に国有鉄道が3万3,000人の第1次解雇通告を発表した翌日、国鉄総裁が行方不明となり轢死体となって鉄道線路で発見された事件や、8月17日に国鉄の松川駅の付近で旅客列車が転覆して機関士らが死亡し、国鉄労働組合と東芝電気産業労働組合の組合員が逮捕されたが後に最高裁判所が無罪と判決した事件などが発生した。「経済安定9原則」と「ドッジ・ライン」に反対して産業防衛闘争を進めていた産別会議の傘下の労働組合運動が、その過程で壊滅的な打撃をあたえられた。

政府の経済復興政策は、敗戦にともなう国庫支出の膨張と巨額な通貨増発によるインフレーションの高進を抑制するために、46年3月に通貨の流通量を強制的に縮減する金融緊急措置を実施して物価統制令を制定した動きからはじまっていた。軍需会社にたいする戦時補償の事実上の打ち切り措置もGHQから強く要求されて10月に実施した。鉱工業生産の回復を促進する政策は、46年12月に閣議決定された「傾斜生産」方式にもとづいて石炭と鉄鋼の復興を徹底的に優先させて生産の再建をはかるために、重要産業へ巨額な資金を供給する全額

現代日本の賃労働関係と地域社会(1)

政府出資の特殊金融機関として47年1月に復興金融公庫を設立し、インフレ抑制の新しい手段として、重要な基礎的物資の価格を戦前(1934～36年基準)の約65倍の水準(安定帯)に安定させるための「新価格体系」を設定した。そして、その「安定帯物資」(石炭、鉄鋼、非鉄金属、科学肥料、ソーダ)の「生産者価格」が「安定帯」価格を上回る当該生産企業に国庫の一般会計から価格差調整補給金を支出する補給金制度を創設した政策であった。その「新価格体系」は、賃金の増額率の総平均を戦前の27.8倍の1800円ベースとする目標額を業種別に設定する政策でもあった。鉱工業生産指数は48年12月に戦前基準(1934～36年=100)の平均72.9まで回復したが、復興金融公庫の膨大な資金供給がインフレーションを倍加させ、企業の赤字補填のために多額な補給金の追加支給と復興金融公庫からの融資が必要となるという「悪循環」を断ち切って、日本経済の「自立化」政策としてGHQが政府に強制したのが、「ドッジ・ライン」の実施である。

「ドッジ・ライン」の実施による国内需要と国民購買力の強制的な削減はインフレーションを収束させたが、深刻な資金不足によって日本経済は不況局面を深めた。この「ドッジ不況」局面で鉱工業生産が回復するための跳躍台となつたのは、朝鮮戦争にともなって日本に駐留しているアメリカ軍を主力とする国連軍が日本国内での大量な発注の代金を主としてドルで支払った「特需」と、アメリカ政府の軍備拡充計画が主導した世界的な軍拡景気にともなう輸出の増大であった。鉱工業生産指数は同年10月に戦前水準(1934～36)=100)を回復して、特需と輸出に関連する機械、金属(鉄鋼を中心)、繊維生産部門を中心に50年度104.6、51年度131.4、52年度140.0へ飛躍的に上昇している。

「ドッジ・ライン」の実施によるアメリカ政府の対日援助資金の削減の廃止によって、日本経済が深めた外貨不足を補足する重要な役割をになったのは、「特需」による巨額なドル収入であった。「特需」は、朝鮮戦争にともなう世界的な軍拡景気が反転して輸出が低迷した1953年度にも8億3,000万ドルを計上し、朝鮮休戦後の54年度にもアメリカのアジア戦略にささえられて6億ドルを維持している。「特需」はまた、戦後も技術革新されないで老朽化していた日本の生産技術の脆弱性を明白にさせて、「特需ブーム」で獲得した外貨と企業

利潤を重化学工業部門の機械設備を近代化するための「合理化」投資へ投入する必要性を政府と財界に強く意識させた。政府は、1ドル=360円の単一為替レートの設定にともなって日本経済の対外取引と外貨・外国為替の管理権をGHQから委譲されていて、長期設備資金の供給体制を整備し、52年3月に制定された企業合理化促進法にもとづいて、特別償却制度と特別免税措置を創設した。さらに、53年9月の独占禁止法の大改定によって、政府が「重点産業」と認定した電力、鉄鋼、海運業を中心に機械設備「近代化」・「合理化」投資政策を推進した。重化学工業製品を主力とする輸出優先政策によって日本経済の国際競争力を強化することを至上課題として、「特需」依存体質から脱却するための政策である。政府がいう「重点産業」以外では、国際石油資本の日本への進出にともなって石油精製業が新しく発展はじめている。大蔵省資金運用部による金融債引受額も加えれば全額の40%近くが政府資金に依存していた膨大な設備「合理化」投資の資金調達方式について、政府の経済企画庁の調査報告書は、「ドッジ・ラインによって後退した国家資金による資本蓄積がここに新たな装いのもとに再び檜舞台に登場することになった¹⁶⁾」と書いている。

輸出指向の強い重化学工業部門を主力とした設備「合理化」投資を政府と財界が推進する過程で、総評が指導する労働組合運動にも52年4月のサンフランシスコ講和条約の締結をめぐる時期から新しい動きが高まった。占領軍と政府と財界から期待されて朝鮮戦争の勃発後ほどなく結成された総評ではあったが、日米单独講和か全面講和かをめぐる国民的な講和論争の広がりを反映して、52年の破壊活動防止法案に反対した労働法規改悪反対闘争委員会(労闘)の持続的なストライキなど、占領終結にともなう労働法規の改定と治安立法に反対する運動や軍事基地反対闘争を総評は強力に推進した。こうした方向への運動路線の転換の重要な画期となったのは、51年の総評第2回大会で全面講和・中立堅持・軍事基地反対・再軍備反対という「平和4原則」が採択された決定である。翌52年の第3回大会では、総評結成準備過程から最大の目標とされていた国際自由労働組合連盟(国際自由労連)への一括加盟の執行部提案が否決されている。

16) 経済企画庁調査課編『戦後日本の資本蓄積と企業経営』、至誠堂、1957年、30ページ。

国際自由労連とは、米・ソ「冷戦」体制の激化に呼応して1947年に世界労連から分裂した西側諸国の労働組合の国際中央組織であり、その結成時から産別会議の内部の反対派である民主化同盟が連携をもっていた組織である。総評はまた、52年に「賃金綱領」を発表して、従来は政府が算定するPIC消費者物価指数に準拠する平均賃金ベースの増額を要求してきた慣行から脱出するために、必要生計費をマーケット・バスケット方式によって理論的に算出する最低保障賃金を基礎とする賃金要求方式を提出した。さらに、サンフランシスコ体制に反対する「家族ぐるみ、町ぐるみ」での国民総抵抗の運動を提唱して、MSA（相互防衛協定）に反対する平和経済推進会議の運動も積極的に推進した。

総評の運動路線のこうした転換は、総評の傘下の有力な単産（産業別の各全国労働組合）の内部での労働組合運動の大衆的な高揚過程をめざす気運の復活にささえられていた。1950年の朝鮮戦争の勃発にさきだつ時期から労働組合政策の変容過程が深められてきた状況のなかで、52年秋には労働協約の締結をめぐる電産の96日間にわたった長期ストライキと、賃金要求にはじまった炭労（日本石炭産業労働組合）の63日間の長期ストライキが発生した。日経連は「講和条約発効後、最初の2大ストライキにもし屈服するようなことがあれば、日本労働組合運動は左派一辺倒に色彩られていまう」（『日経連タイムス』同年10月22日号）という危機感を強め、いづれの争議とも労働組合の敗北に終わつたが、政府は翌53年に「電気産業及び石炭鉱業の争議行為の方法の期成に関する法」を制定している。

53年には、戦後の日本で最も激烈な労働争議の一つとなった全自動車（全日本自動車産業労働組合）日産自動車分会の大争議が発生して、職場闘争を重視して産業統一闘争との結合をめざしていた戦闘的な労働組合の内部に、争議の長期化につれて企業帰属意識の強い第2組合が結成されて組合が分裂して争議は敗北した。同年には、石炭産業の経営「合理化」による大量解雇に反対して、職場要求を中心に「家ぐるみ」の113日間にわたる大衆闘争をつづけた三井鉱山労働組合連合間（三鉱連）の大争議も発生して、会社側に指名解雇を撤回させた。この大争議の経験は、鉄鋼業の「合理化」再編過程に対決して「家族ぐるみ、町ぐるみ」の運動を進めた尼崎製鋼所争議や日本製鋼室蘭製鋼争議など、

総評が指導する労働組合運動の展開方向に大きな影響をあたえた。尼鉱争議は企業閉鎖による組合の解散、日鉱室蘭争議は組合の分裂という結果に終わったが、同年はまた、証券取引所と地方銀行など従来は経験がなかった産業部門で労働組合の結成と争議の発生が見られた年でもあった。女子労働者の占める割合が圧倒的に高い繊維産業部門でも、近江絹糸労働組合が企業の前近代的な労務管理の方式に抗議して、労働条件の改良と「親書の開封および私物検査の即時停止」などの基本的人権の要求をストライキによって実現している。

輸出指向の強い重化学工業部門の大企業の設備「合理化」投資を至上課題とする政府と財界が対応を強めた過程で、総評が指導する労働組合運動の路線の転換は、総評の内部で運動路線をめぐる対立と分裂の気運を強めさせた。国際自由労連一括加盟の指導部提案が52年の総評第3回で否決された後に、全国繊維産業労働組合同盟(全纖同盟)、全日本海員組合、日本放送労働組合(日放労)、全国映画演劇労働組合(全映演)の4単産が、総評の指導方針は経済闘争を政治闘争の道具にして組合員を泥沼争議に引き込み、産別会議がおかしたと同じ階級闘争主義の誤りを繰り返しているという批判を同年12月に共同で発表した。そして、翌53年の総評第4回でこれら4単産からの全面修正案が否決されたので、日放労を除く3単産が総評から脱退して、すでに影の薄い存在となっていた総同盟と合体して、翌54年4月に労資協調主義を標榜する民間産業労働組合だけの全国中央組織として全日本労働組合会議(全労会議)を結成している。

総評指導部の内部でも、従来の指導方針が民族的課題や政治的闘争を重視して、重化学鉱業部門の本格的な確立を至上課題としている政府と財界の「合理化」政策に対決するための取り組みを弱めさせ、経済闘争を軽視していたという批判が高まって、55年7月の総評第6回大会で、「『ぐるみ闘争』から産業別統一闘争」へと呼ばれた運動路線の転換が確定された。日本の労資関係にとって深刻な企業別賃金格差を克服するために、「企業別組合」に足場をおいて産業別の統一的な賃金要求を進める総評主導の「春闘」方式が、この運動路線の転換にもとづいて翌56年から展開した。やがて「日本の労働組合主義」を標榜した運動路線であり、最低賃金制の実現を強く要求していた52年の「賃金綱領」とならべて、総評は職場闘争を強化するための「組織綱領草案」も55年に発表

した。

高度経済成長過程の社会的前提条件

政府の1956年度の『経済白書』が「もはや戦後ではない」と書いたように、それが日本経済の実勢を分析した1955年は、輸出指向の強い重化学工業部門の設備「近代化」・「合理化」投資の急速な進展と併せて、日本経済の成長と循環の諸過程が規定する賃労働関係の動態についても新しい時期の到来を予知させる転換点となった。その重要な指標の一つは、55年7月の総評第6回大会での運動路線の転換と、翌56年からの「春闘」の本格的な展開がになった役割であるが、経営者団体の動向についても、経団連(日本経済団体連合会)、日経連、経済団体同友会、日本商工会議所という財界4団体が提唱し、総同盟と全労会議などの協調派幹部が、指導権を握っている一部の労働組合が参加・協力して、55年2月に「日本生産性本部」が結成された歴史的意味を見逃せないであろう。戦後初期からヨーロッパ諸国で展開していた労使協議制を重視する生産性運動の理念と諸経験を日本でも定着させるために、アメリカ政府の指導と援助をえて日本の政府の補助金も加えて発足した団体である。さらに、政治状況についても、55年7月には日本共産党が第6回全国協議会で統一を回復し、10月には日米安全保障条約の議会審議をめぐって分裂していた左右両派の社会党が統一して、11月には自由党と民主党が保守合同したことなど、同年は戦後の日本の政治史のなかで「1955年体制」と呼ばれる分水嶺となっている。

戦後の日本経済の復興過程の主要な諸指標の推移は、輸出等受取を除けば、鉱工業生産指数をはじめ、いづれも同年には戦前水準(1934~36年平均=100)を遥かに越えていた(第1表、参照)。そうした過程を総括して、「われわれはいまや異なった事態に当面しようとしている。回復を通じての成長は終わった。今後の成長は近代化によってささえられる」と、政府の1956年の『経済白書』は書いている。この「いまや異なった事態」に照応するために、その「近代化」を促進する巨額な政府資金を輸出指向の強い重化学工業部門の大企業の設備「合理化」投資に投入して、1950年代後半期を境とする日本経済の「高度成長」過程がはじまった。やがて50年代末から60年代初頭にかけて鉄鋼・自動車・電気・造船・石油化学・電力などの新鋭重化学部門の大企業が一挙に確立して、

第1表 経済復興期の主要経済指標

(1934~36年平均=100 1946年)

指標	1946(昭和21)年	戦前水準を超えた年
国民総生産 (同1人当り)	69.3 (63.5)	108.8(1951年) 103.4(1953年)
個人消費支出 (同1人当り)	62.5 (57.1)	101.0(1951年) 102.4(1953年)
民間固定資本形成	87.5	102.6(1951年)
輸出等受取	2.5	109.3(1957年)
輸入等支払	13.2	116.0(1956年)
鉱工業生産	27.8	100.7(1951年)
鉄鋼業	22.3	118.7(1950年)
機械工業	50.5	116.2(1949年)
繊維工業	13.0	105.0(1956年)
農業生産	84.7	111.4(1952年)

資料：三和良一著『概説日本経済史・近現代』166ページ、東京大学出版会、1993年から転載

注：国民総生産から輸入等支払いまでは、1934~36年価格による実質値（年度数値）。
経済企画庁『国民所得白書』（昭和40年版）、66~7ページより作成。

鉱工業生産は、1960年基準付加価値ウェイト指数（通商産業省調）で、日本銀行『明治以降本邦主要経済統計』92~3ページより作成。

農業生産は、1934~36年農家庭先価格による実質値。

梅村又次他『長期経済統計9 農林業』223ページによる。

輸出指向型の日本経済の新しい再生産構造が賃労働関係と国民生活の諸相についても本格的に展開される時期である。（以下、第19巻第1号）